

R5 地域こん談会まとめ

	自治会名	こん談案件	回答内容	回答者	取組状況	取組状況の説明事項
1-1	西つつじヶ丘自治会	<p>・市管理の大山台2丁目石垣(令和4年度の懇談会テーマ)について、高木の伐採、法面の草木の刈り取り、法面等調査をいただくとの回答をいただいているが、対応状況をお尋ねする。</p> <p>・西つつじヶ丘地区の安全性調査(平成25年~同28年)から10年経過とのことであるが、今後の地区全体に関する調査対応の計画・考え方をお尋ねする。</p>	<p>大山台2丁目の石垣につきましては、石垣上部の枯れた高木の伐採と、法面草木の刈り取りを、今年度中に実施する予定としています。</p> <p>また、大山台2丁目の石垣を含めた西つつじヶ丘地区の市管理石垣の安全性調査につきましては、専門業者への調査の委託に向けて、現在、発注の準備を進めているところであり、優先順位をつけて、年次的に調査を実施したいと考えております。なお、調査をもとに、補強等が必要な石垣がある場合等は、自治会の皆様と協議のうえ、改修等の対応をさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>	まちづくり推進部長	①実施 ②実施予定	<p>こん談会時の回答のとおりです。</p> <p>なお、大山台2丁目の市管理石垣の安全性調査につきましては、専門業者と委託契約し、調査を実施したところです。先般調査結果が出ましたので、近日中に自治会にご報告する予定としておりますので、よろしく願いいたします。</p>
1-2	西つつじヶ丘自治会	<p>【質問等】</p> <p>・亀裂がみられる大山台2丁目石垣について、定点観測をしてもらえないか。</p> <p>・石垣上部にある側溝が詰まっており、十分に排水されていないので、側溝のメンテナンスをしてもらいたい。</p> <p>・西つつじヶ丘郵便局の裏にある石垣のアル部分に亀裂がある。また、その石垣にある水抜きパイプのピッチが悪いので合わせて確認してもらいたい。</p> <p>・法面の草刈りをしている業者が滑り落ちているのを目撃したので、安全性の指導を徹底してもらいたい。</p>	<p>・美山台1丁目の年谷川右岸の擁壁の定点観測を行っており、平成30年から令和5年にかけて観測したクラック幅の変化はほとんどないという状況を確認しています。美山台1丁目の年谷川右岸の擁壁以外の箇所については、定点観測はしていないが、定期的に目視で確認しています。</p> <p>・側溝の詰まりの状況を確認し、早急に清掃を行います。</p> <p>・アル部分の亀裂と水抜きパイプのピッチの確認をして、報告します。</p> <p>・業者に安全管理を徹底するように伝えます。</p>	まちづくり推進部長	③検討	<p>こん談会時の回答のとおりです。</p>
2-1	西つつじヶ丘自治会	<p>枯れ木倒木のリスク管理</p> <p>倒木による重大事故報道もあり、当自治会としても域内の街路樹、公園樹木について自主防災会の取り組みとして樹木の診断を実施しているところである。</p> <p>市の管理区域や、所有者不明の区域の樹木に関して、令和4年度にも要望したが、継続対応と併せて、全般的な調査と対応をお願いする。</p>	<p>街路樹等の管理状況につきましては、枝葉の剪定時に街路樹の状態を確認するほか、道路パトロールや市道不具合通報システムなどの導入により、広く市民からの情報により、危険な樹木の把握に努めており、腐食し倒木の恐れのあるものにつきましては、やむを得ず伐採するなど適正な管理に努めているところです。</p>	まちづくり推進部長 市長	⑥その他	<p>こん談会時の回答のとおりです。</p>

R5 地域こん談会まとめ

2-2	西つつじヶ丘自治会	<p>【質問等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根に穴が開いているような樹木にテープを巻いているので、確認していただきたい。 ・私有地にある木からの倒木があるが、所有者は整備せず、自治会としては苦慮しているため、市にも対策を考えていただきたい。 ・街路樹の樹種の入れ替えは検討されているか。 	<p>テープの巻かれた樹木をすべて確認して報告します。</p> <p>過去に地元の方と市の職員と一緒に地権者に伺い、地元の方が私有地に入って伐採・剪定することについて同意をいただいたが、地元の方に対応いただくのは難しいかと思っておりますので、道路管理者側で対応できないか再度確認して報告します。</p> <p>西つつじヶ丘の街路樹は主にスズカケノキですが、弊害もあり、扱いづらい樹種のため、イチヨウに変えている箇所もあります。すべてを入れ替えるには相当の金額となるため徐々に進めていきたいと思っております。</p>	市長 (まちづくり推進部長)	③検討	<p>こん談会時の回答のとおりです。</p> <p>テープが巻いてある木を確認しました、対応については検討しています。</p> <p>私有地内を市が対処することは困難ですが、一部の木において、市道に支障があるため市で対策するという手法が取れないか検討します。</p>
3	西つつじヶ丘自治会	<p>西つつじヶ丘ふれあいセンターが、経年劣化や1階部分の間仕切改修により、耐震性・耐荷重の性能が低下している可能性があるため、耐震性診断を実施してほしい。</p>	<p>耐震診断事業・耐震改修事業の対象となる建物は、昭和56年5月31日以前に旧耐震基準により、建設された自治会館等であるため、西つつじヶ丘ふれあいセンターは、平成2年の建設で、新耐震基準が適用されていると考えられます。</p> <p>なお、施設の経年劣化等により改修される場合は、生涯学習施設整備事業補助金制度の対象で、事業費50万以上、補助率が40%、補助限度額が200万円ですが、一定の地元負担を伴うことから、事業計画や資金調達について協議・検討をお願いします。</p>	総務部長	①実施	<p>12月12日(火)、西つつじヶ丘自治会野中会長に対しまして、改めて回答いたしました。</p>
4	西つつじヶ丘自治会	<p>コミュニティバス路線拡張・停留所設置</p> <p>高齢化を迎えた傾斜急峻な住宅地住民の交通手段として、コミュニティバスの路線改定とバス停の新設置を希望する。</p>	<p>現在、西つつじヶ丘地域を運行している亀岡地区コミュニティバスにつきましては、高低差のある交通不便地の解消を目的に地域住民の方々の要望に応え、経路を再編・延伸するかたちで新たに「美山台」、「霧二公園前」の2つのバス停を設置し、平成30年3月31日から試験的に運行を開始したところです。</p> <p>当初、地元からは西つつじヶ丘美山台1丁目の外周道路の運行を要望されていましたが、バスが安全に運行出来ない勾配がある箇所があったため、要望箇所の運行は道路改修後の再検討となっております。</p> <p>また、運行に要する経費に対して、30%の運賃収入の確保を当時の目標と本格運行の判断基準としており、この目標の達成には1日あたり新設区間10人以上の利用いただくことが必要となりますが、令和4年度は6.5人でありまして、利用状況としては目標人数には達しておりません。</p> <p>したがって、更なる路線の拡張や本格運行については、外周道路の改修とあわせて目標人数の達成が条件と考えておりますので、引き続き住民の皆さまには積極的な利用をいただきたいと考えております。</p>	まちづくり推進部長	③検討	<p>道路改修につきましては、令和5年12月に完了しており、今後の運行の可否について継続協議を行って参ります。</p>

R5 地域こん談会まとめ

5	西つつじヶ丘自治会	<p>歩道の安全対策 街路樹根が張り出して歩道の凸凹が大きく歩行に危険な状態となっている(大山台2丁目)。 また街路樹の植え込み枠が歩道幅の半分以上を占める状況も散見され、電動車いすでの通行に苦労されている箇所もある(同)。 街路樹管理のあり方と併せて、特に高齢者の歩行・通行に優しく安全な歩道を設けていただきたく要望する。</p>	<p>街路樹の根につきましては、整備されてから相当の年月が経過し、根上がり著しく路面の凸凹が顕著に発生し、対応が必要な状況となっております。歩道の修繕については、小中学校の通学路等を最優先として順次修繕対応しているところです。 当該箇所の歩道につきましても、根上がり、舗装の劣化等により、不陸が生じている箇所、また、植樹柵により幅員の狭い箇所があり、通行に支障をきたしているところから、順次修繕を行い適切な施設管理に努めてまいりたいと考えております。</p>	まちづくり推進部長	③検討	こん談会時の回答のとおりです。
6	西つつじヶ丘自治会	<p>通学路(頼政塚横)の上方の市管理地について、法面には落石・落下物対策がされているが、フェンスが低いと感じて不安である(大山台1丁目) 落下リスク管理の観点からの対策の設置基準・考え方についてお尋ねする。</p>	<p>当該法面につきましては、自治会からのご要望も受け、落石等の対策として、法面へのモルタル吹付と、高さ1mの防護柵設置工事を実施し、平成26年7月に完成したところです。 不安に感じておられます防護柵の高さの考え方等につきましては、想定落石寸法と想定平均落下高さから落石の跳躍量を計算し、その跳躍量は1m以下に収まるものとなったことから、防護柵の高さは1mとしたものです。 今後につきましても、定期的に監視を行ってまいりますので、ご理解いただきまようよろしくお願いたします。</p>	まちづくり推進部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。

R5 地域こん談会まとめ

7	西つつじヶ丘自治会	<p>道路の安全対策 a: 市道の路面劣化が進行し、窪みが大きくなっている状況がある(大山台1丁目)。歩行や、電動車いすの走行には危険性があるので早期に修繕を要望する。 b: 併せて、市道の管理方針(路面状況の評価、舗装維持管理)についてお尋ねする。 c: 私道(底地は市が管理)の舗装修理は、自治会・町内会や個人では応分負担において限界があり、上記市道の舗装修理と併せて実施いただくと公費節約も期待できるのでご検討をいただきたい(同)。</p>	<p>a: 市内一円の舗装修繕については、数多くの要望をいただいております。交通量、損傷度など総合的に判断させていただき、順次実施しております。当該箇所につきましては、経年劣化により路面に損傷が生じていることから、舗装修繕を今年度実施する予定です。</p> <p>b: 舗装の管理について主要路線では、路面調査を実施し、舗装修繕計画に沿って、順次舗装改良工事を実施しているところです。生活道路につきましては、定期的な道路パトロール、地元自治会等からの改善要望、市道不具合通報システムによる市民からの情報により、危険箇所の把握に努めており、緊急性の高い箇所から順次、修繕を行っているところです。</p> <p>c: 認定外道路については地元で管理をお願いしているところであり、認定外道路等の舗装工事を地元が実施される場合には亀岡市道路整備事業補助金交付要綱に基づき、必要となる工事の工事費見積書の額と市の積算事業費とを比較し低い方の額の2分の1以内の額を補助させていただいているところです。 また、尋ねていただいておりますように市発注舗装工事時に施工業者との相談により、法定外道路の舗装についても併せて施工することで地元が負担される費用を抑えることができる場合もあることから、認定外道路補助金の活用と併せ、工事方法を検討されることも地元の一助になるものと考えます。市が工事をする際は連絡いたします。</p>	まちづくり推進部長	a:①実施 bc:⑥その他	a:実施済みです。 bc:こん談会時の回答のとおりです。
8	西つつじヶ丘自治会	<p>河川敷の手入れについて 河川敷の適切な管理(頻度、レベル)、対応をしてほしい。</p>	<p>日頃、年谷川において河川愛護活動にご尽力いただきありがとうございます。 南丹土木事務所管内においては、西つつじヶ丘自治会様が年谷川でされているのと同様のボランティア活動を、多くの河川で実施していただいております。「南丹ふるさと川愛護事業」として登録いただくことで、河川管理者としては清掃用具の貸与等をさせていただきます。 また、限りある予算の中で、できるかぎり広く堤防除草を実施するため、この事業で清掃活動をしていただいている区域については、除草範囲から外されているとお聞きしています。 ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>	まちづくり推進部長	⑤困難	こん談会時の回答のとおりです。

R5 地域こん談会まとめ

9	西つつじヶ丘自治会	<p>市の対応窓口の統合(明確化)について自治会の要望や問合せについて、管理部門が変更した場合など、所管部門が分かりにくい課題や管理対象が隣接している場合の課題解決などについて、ワンストップで対応いただける統合窓口があるとありがたい。</p>	<p>自治会の要望書など、複数の所管課が対応しているものにつきましては、自治防災課がとりまとめています。個別の案件につきましては、所管課で対応していますが、所管課が分かりにくい場合は、自治防災課で調べておつなぎしています。ご要望をいただいている場所については所管が複数に分かれているため、建築住宅課で整理して報告をします。</p>	総務部長 市長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。
10	西つつじヶ丘自治会	<p>亀岡市の土砂災害ハザードマップにて、土砂災害特別警戒区域に指定されているエリアの美山台2丁目の南西に隣接している山林と道路にて、山林の樹木の倒れかかり、落石、枯木の倒木が発生している。山林の管理者、道路の管理者に対して「指定区域の管理」についてどのような注意・指導をされているか、亀岡市としての対応をお聞かせいただきたい。土砂災害防止法にある急傾斜地の崩壊危険区域にも指定されており、新たな開発や使用目的の変更の場合には指示ができるとおっしゃったと思うが、単に状況が変わり危険性が高まったことに対して適切な対策をさせていただくというのは、その指示には含まれないのか。</p>	<p>本制度には、土地所有者に対する指導権限等は備えておらず、山林や道路の管理指導に関しましては、それぞれ山林や道路を所管する機関等が各根拠法令等に基づいて注意・指導を行うしかないのが現状です。状況の改善は土地所有者の判断によるところが大きいため、亀岡市が対応すべき箇所に関しましては、関係部署が連携して状況の改善に向けて協力してまいりますので、自治会におかれましては御協力いただきますようお願いいたします。また、土砂災害防止法ではなく、状況が変われば、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法、砂防法によって対応が可能かと思いません。</p>	総務部長	⑥その他	こん談会時の回答のとおりです。